

国際旅客船拠点形成計画及び官民連携国際旅客船受入促進協定の主な内容

1. 国際旅客船拠点形成計画の主な内容

1. 国際旅客船取扱埠頭における旅客施設を整備する者による係留施設の優先的な利用その他の官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を通じた国際旅客船の寄港の拠点の形成に関する基本的な方針
2. 国際旅客船拠点形成計画の目標
3. 2の目標を達成するために行う国際旅客船取扱埠頭の機能の高度化を図る事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
4. 1～3に掲げるもののほか、国際旅客船拠点形成計画の実施に関し当該国際旅客船港湾管理者が必要と認める事項

2. 官民連携国際旅客船受入促進協定の主な内容

1. 官民連携国際旅客船受入促進協定の目的となる係留施設及び民間国際旅客船受入促進施設（以下「協定国際旅客船受入促進施設」という。）
2. 次に掲げる官民の連携による国際旅客船の受入れの促進に関する事項のうち、必要なもの
 - (ア) 協定国際旅客船受入促進施設を構成する民間国際旅客船受入促進施設（以下「協定民間国際旅客船受入促進施設」という。）の所有者等による協定国際旅客船受入促進施設を構成する係留施設の優先的な利用に関する事項
 - (イ) 協定民間国際旅客船受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準
 - (ウ) 協定民間国際旅客船受入促進施設の整備又は管理の方法
 - (エ) 協定民間国際旅客船受入促進施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法
3. 官民連携国際旅客船受入促進協定を変更し、又は廃止する場合の手続
4. 官民連携国際旅客船受入促進協定の有効期間
5. 官民連携国際旅客船受入促進協定に違反した場合の措置
6. 官民連携国際旅客船受入促進協定の掲示方法
7. その他必要な事項